

いじめ問題再調査委員会の提言の概要

○調査・検証機関の設置

- ・提言等が具体的に実践されているかを調査・検証する機関を設置すること

○いじめが存在することを前提とする学校運営

- ・いじめ防止対策推進法の趣旨を理解し、いじめを忌避せず、いじめは存在するものであり、これを早期に見つけ、適切に指導、支援していくという姿勢を持つこと等

○生徒がSOSを出しやすい学校

- ・ハイパーQ Uなどのツールを活用し、適切な対応につなげること等
- ・安心して相談できる体制を作ること等

○転入生に対する配慮

- ・転入生への特別な指導、配慮方針を立て、転入生の状況に応じた対応を行うこと
- ・転入時の丁寧な面接、S Cや養護教諭に個別に引き合わせること
- ・学級担任は踏み込んだ配慮を行い、学校は学級担任を支える体制を作ること。教育委員会は各学校の状況に応じて転入生に対する特別の指導や配慮について指導をすること

○部活動のスポーツ庁のガイドライン等に基づいた運営、いじめ防止対策の重点的な取り組み

○なごや子ども応援委員会の組織、運用の在り方の見直し

- ・なごや子ども応援委員会が、いじめについて子どもの権利擁護に役だっているのか、学校との連携方法など、実効的な組織・運用の在り方につなげるため検証した上で、制度内容等の見直しをすること

○名古屋子どもの権利相談室「なごもっか」の開設をふまえた活用

- ・名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を積極的に周知徹底し、学校に積極的に訪問するなどして子どもの悩み相談を掘り起こす等、活用すること

○重大事態における法に基づく対応を行うこと

○いじめ対策検討会議の在り方について

- ・いじめ対策検討会議は事務局を担う教育委員会の役割を明確にし、中立性・公平性をより一層保持すること、調査の充実と体制を整備すること

○教育委員会の在り方

- ・教育委員会は重大事態が発生した場合の対応体制について指揮命令系統を明らかにし、過去の教訓を生かして迅速に行動できるようにすること、教育委員会会議で重大事態についての対応を検証すること